

八街市立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則の一部を改正する規則  
の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 9 月 3 0 日

八街市教育委員会教育長 浅尾 智康

#### 八街市教育委員会規則第 9 号

八街市立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則の一部を改正する  
規則の一部を改正する規則

八街市立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則の一部を改正する規則  
(令和 8 年教育委員会規則第 4 号) の一部を次のように改正する。

別表を別表第 1 とし、同表の次に次の 1 表を加える改正規定中「1 5 0 円」  
を「3 0 円」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。